

○厚木市学校給食センター条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食センターの設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 厚木市立の学校において実施される学校給食の運営の合理化を図るため、その調理等の業務を一括処理する施設として、厚木市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第3条 学校給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
厚木市北部学校給食センター	厚木市三田172番地
厚木市南部学校給食センター	厚木市船子602番地の7

（運営委員会）

第4条 学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議するため、厚木市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員の定数は、15人以内とする。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。